

平成25年第2回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年3月11日				
招 集 場 所	本部町議会議場				
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	平成25年3月12日		午前10時00分	
	散 会	平成25年3月12日		午後4時53分	
※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。					
出 席 11 名		欠 席 1 名		欠 員 2 名	
議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	喜 納 政 樹	出	9	仲 間 厚 洋	欠
2	宮 城 達 彦	〃	10	比 嘉 弘	出
3	知 念 重 吉	〃	11	欠 員	欠
5	崎 浜 秀 進	〃	12	石 川 博 己	出
6	仲宗根 宗 弘	〃	13	屋嘉比 一 聖	〃
7	欠 員	欠	14	島 袋 吉 徳	〃
8	崎 原 昇	出	15	大 城 正 和	〃
※ 会議録署名議員					
3 番	知 念 重 吉	5 番	崎 浜 秀 進		
※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。					
町 長	高 良 文 雄	副 町 長	平 良 武 康		
教 育 長	仲宗根 清 二	会計管理者兼会計課長	内 間 清 彦		
総 務 課 長	上 原 新 吾	企 画 政 策 課 長	伊 野 波 盛 二		
住 民 課 長	上 間 宏	町 税 対 策 課 長	松 本 一 也		
福 祉 課 長	仲宗根 章	保 険 予 防 課 長	仲 原 英 輝		
建 設 課 長	屋富祖 良 美	産 業 振 興 課 長	松 田 修		
公 営 企 業 課 長	饒平名 知 政	教 育 委 員 会 事 務 局 長	具 志 守		
商 工 観 光 課 長	桃 原 清 吉				
※ 本会議に職務のため出席した者					
事 務 局 長	上 原 正 史	主 事	與 那 嶺 卓		

議 事 日 程

3月12日（火） 2日目

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第23号	平成24年度本部町一般会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
2	議案第24号	平成24年度本部町公共下水道特別会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
3	議案第25号	平成24年度本部町水道事業会計補正予算について (議案説明・審議・採決)
4	議案第26号	平成25年度本部町一般会計予算について (議案説明)
5	議案第27号	平成25年度本部町国民健康保険特別会計予算について (議案説明)
6	議案第28号	平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について (議案説明)
7	議案第29号	平成25年度本部町公共下水道事業特別会計予算について (議案説明)
8	議案第30号	平成25年度本部町水道事業会計予算について (議案説明)
9		研究会 平成25年度本部町一般会計予算について 平成25年度本部町国民健康保険特別会計予算について 平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について 平成25年度本部町公共下水道特別会計予算について 平成25年度本部町水道事業会計予算について

○ **議長 大城正和** おはようございます。これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程はお手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．議案第23号 平成24年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 上原新吾** 議案第23号について説明いたします。

平成24年度本部町一般会計補正予算について。平成24年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成25年3月11日提出、本部町長 高良文雄。

3枚目をお願いいたします。平成24年度本部町一般会計補正予算。平成24年度本部町一般会計補正予算は次に定めることによる、(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,068万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億2,988万9,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。(繰越明許費の補正)第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。第3条 地方債の補正及び変更は、「第3表地方債補正」による。

それでは2ページをお願いいたします。繰越明許費の説明をいたします。繰越明許費追加でございます。2款総務費、1項総務管理費、新庁舎建設事業費4,689万3,000円。これは新庁舎の設計でございます。設計の中身の調整に、これは手間取りまして年度内に完成ができなかったということでございます。完成については7月末に完成予定でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、農業体質強化基盤整備事業、これは農道の舗装とか、農業配水の事業でございますが、3,591万7,000円、これは地権者との調整にちょっと時間がかかりまして年度内に完成ができなかった、完成予定といたしましては8月末完成予定でございます。辺名地地区県営農地保全事業950万8,000円、これは県が事業を行っている辺名地地区の県営農地保全事業でございますが、県の事業が年度内に完成できないため、我々の負担金のほうも繰り越さざるを得ないということでございます。完成といたしましては8月末完成の予定でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、道路等総合点検事業、これは町道及び橋梁等の町内にある総点検をする事業でございます。今般、国の補正予算等が可決されまして補助金が決定がみる見込みとなりましたので今回、予算に計上して全額繰り越しで25年度いっぱいかけて、町内の道路、橋梁等の総合点検をやっという事業でございます。健堅本部落線道路改良事業1億102万3,000円、これについても地権者と、道路の法線等協議等に時間がかかったために、年度内完成ができなかったということでございます。これについては25年度いっぱい、完成に時間がかかるという見込みでございます。総合補償技術業務、これは山里儀間線道路特殊改良事業の中の総合補償技術業務147万円、これは山里儀間線の用地購入の件で、用地補償機構に委託している事業でございます。これは主に相続関係の関係者が36名、その方々のいろいろ承諾と、そういう調整等に時間がかかっているために繰り越さざるを得ないという事業でございます。これも完成は25

年度いっぱいかかる見込みでございます。

10款教育費、2項小学校費、本部小学校屋内運動場整備事業、これは基礎工事においてわき水と排水処理が必要になったために工事能率が著しく低下して、思わぬ日数を要したために年度内の完成ができなかったということでございます。完成予定は8月末完成予定でございます。本部小学校外構整備事業1,890万円、これは上の、先ほども言いました屋内運動場の整備工事のおくれにより、この外構工事が一部できない箇所が生じたために、年度内の完成が困難になったということでございます。完成予定といたしましては8月末完成予定でございます。4項幼稚園費、本部幼稚園園舎等建築事業1億3,443万6,000円、これについては園舎等の建築場所から埋設配管等が発見されたために、この配管等の使用状況等を調査するために思わぬ時間がかかったために年度内に完成ができなかったということでございます。完成予定といたしましては8月末完成予定でございます。

それでは事項別明細の歳出のほうから説明していきたいと思えます。よろしく願いいたします。事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、19節負担金補助及び交付金。説明の県派遣職員経費負担金688万円でございます。これは平成24年度から町の職員を県のほうに派遣し、また県のほうから職員1人、本町のほうに来てもらっております。県の職員については、今現在、併任という形になっておりますので県のほうに支払いをしております。それを3月で精算するという形の予算措置でございます。本部町から派遣した職員はそのまま県のほうで給料を支給しているという形でございます。5目財産管理費、13節委託料800万円の減でございます。これについては25年7月末完成予定ですが、今回の減額等は入札当時、当初、概略設計等でやっておりましたが、入札当初、再設計の結果の減額でございます。今回、設計の変更がそれ以上、金額は増になる予定がございませんので800万円減額でございます。6目企画費、19節負担金補助及び交付金、北部広域市町村圏事務組合負担金838万3,000円、これについては北部広域圏が行う北部広域ネットワーク事業に伴う本部町の負担金の増額です。10目基金費、25節積立金2,041万2,000円、説明の庁舎維持管理建設基金積立金1,537万2,000円、これについては今年度、25年度、今後とも庁舎建設事業に伴う負担軽減等を図りたいと、庁舎建設基金のほうに1,537万2,000円、積み立てをしております。ちゅらまちづくり基金積立金については、これは13人の個人と2つの法人からの寄附金でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、13節委託料258万8,000円の減額でございます。説明の上から7行目、委託料のすぐ下ですが外出支援事業委託費80万3,000円の減額、これは当初予定していた回数よりも外出支援事業が減る見込みですので、80万3,000円減額でございます。その下の地域支援事業委託料178万5,000円の減額でございます。これはその地域支援事業で行っている食の自立支援事業、地域健康教室等の実績等に伴いまして178万5,000円減額にしております。19節負担金、補助及び交付金、説明の中の下から5行目、介護保険広域連合負担金638万7,000円の増でございます。これは平成24年度、広域連合の負担金決定に基づき補正増でございます。4目身体障害者福祉費、23節償還金利子及び割

引料490万7,000円、これについては平成23年度分の更生医療事業自立支援給付費等の精算部分でございませう。国庫に返還いたします。

ページ10ページ、11ページお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉費、総務費、23節償還金利子及び割引料277万8,000円、これについても平成23年度事業の精算部分で補助金の返還でございませう。

12ページ、13ページをお願いいたします。4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、19節負担金補助及び交付金、説明の本部町今帰仁村清掃施設組合負担金784万7,000円の減額でございませう。これは平成24年度、普通交付税に算入されている金額等で案分をいたしまして、差し引いた額を均等割30%、人口割70%で、本部町、今帰仁村で案分した結果の減額でございませう。

14ページ、15ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金1,357万9,000円の減額でございませう。説明のほうの2行目、青年就農者給付金972万9,000円の減額でございませう。これは当初14名で予定していたものが、書類審査等、いろいろな実績の結果8名ということになりましたので、972万9,000円を減額してございませう。下のきく花ロボ導入推進事業費385万円の減額でございませうが、これについても実績に応じて減額でございませう。

16ページ、17ページをお願いいたします。2項林業費、2目林業振興費、19節負担金補助及び交付金、説明の1番した、木材加工流通施設整備事業補助金114万2,000円の減額でございませう。これは牧草を刈り取る機械の購入事業でございませう。これは購入実績に応じて減額補正でございませう。

18ページ、19ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、13節委託料、説明の道路等総合点検委託料1,001万円でございませう。これは繰越明許費のほうでも説明いたしました、道路等、橋梁等の総合点検事業でございませう。

22ページ、23ページをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、19節負担金補助及び交付金、説明の本部高校ゴルフ育成補助金、これについては法人からの寄附金を希望によりまして本部高校のゴルフ部へ補助金として措置したいということでございませう。

24ページ、25ページお開きください。2項小学校費、3目学校建設費、13節委託費385万5,000円の減額、15節工事請負費5,222万3,000円の減額でございませう。これは当初、概略設計等で予算措置しておりましたが、詳細設計及び入札等により減額になった部分を実績に応じて減額補正をしております。

28ページ、29ページをお願いいたします。4項幼稚園費、1目幼稚園費、13節委託料128万7,000円の減額、15節工事請負費1,342万5,000円の減額、これについても先ほど、小学校の建設費と同じような形での減額でございませう。

あと、歳入等につきましては、そういうパーセンテージに応じて補助金と負担金と、その他の部分を減額等の補正をしております。

失礼いたしました、ちょっと訂正させていただきます。16ページ、17ページ、すみません、私

ちょっと間違った説明をいたしまして、2項林業費、2目林業振興費のほうで、私、牧草等を刈り取る機械と言いましたが、すみません、申しわけございません。これは木材、チップ等等の施設整備事業、木材を砕くものの事業での実績に応じての減額措置でございます。失礼いたしました。

○ 議長 大城正和 これから質疑を行います。1番 喜納政樹議員。

○ 1番 喜納政樹 1点だけ少しお伺いいたします。

歳出7ページ、総務費、企画費の負担金、補助金及び交付金の北部広域市町村圏事務組合の負担金の、先ほどお答えでは増額になっているというお答えでしたが、これは北部広域ネットワーク事業のみでの増額なのか、それとも広域市町村圏事務組合トータルとしての増額なのかと、その増額になる理由。それに関連しまして、北部広域ネットワーク事業での我々、本部町、現在の状況を少しお伺いいたします。

○ 議長 大城正和 企画政策課長。

○ 企画政策課長 伊野波盛二 1番 喜納議員にご説明いたします。

北部広域市町村圏事務組合負担金838万3,000円、補正予算計上しておりますが、これは北部広域ネットワーク整備事業と、あと北部振興事業でまた別の事業もありまして、北部地域交通体系基本計画策定事業、それともう1つ、ヤンバル観光連絡推進事業、この3つの事業が北部振興事業で、平成24年度に採択されておりますので、これは北部広域の事業として実施しております。その負担金の本部町分の合計が838万3,000円というふうになっております。

あと、その増額の理由といたしまして、広域ネットワーク整備事業でいいますと、今、本部町とか今帰仁村、そういう半島ブロックがまだ光ネットワークが結ばれておりませんので、その本部半島をループ状に光ケーブルをつなぐという事業がこの広域のネットワーク事業になっております。

それと交通体系の基本計画策定事業、これも北部地域での交通体系、今、バス路線とかあるんですが、それを抜本的な見直しを図るためにも、どういう交通体系のあり方がいいのかということの検討をする事業でございます。

それとやんばる観光連絡推進事業としまして、これも北部12市町村がどのような連携をして観光推進をしていくのか、やんばる観光の連携のあり方を今回、調査し計画をつくっていこうという事業でございます。

最後に、北部ネットワーク事業の本部町の現況、現状ということですが、24年度の北部振興事業で、北部広域は今言う、ループ状に本部半島を回す光ケーブルを設置するという事業をとっています。本部町としては本部町内の行政区の公民館を光ケーブルでつなぐという、本部町内の光ケーブル事業を採択受けております。現況としましては、今、これらの工事を発注するための今、準備作業ということで仕様書をつくったり、また、今回、公募をかけて、その公募を審査して工事発注相手を選定しようと考えていますので、その選定作業の準備を今やっているところです。以上です。

○ 議長 大城正和 1番 喜納政樹議員。

○ 1番 喜納政樹 では、広域ネットワーク事業について少しまた伺いますけれど、今、言われたとおり、今回、北部広域の事業で光ケーブル本部半島ブロック採択を行われ、我々、町内では、先ほどあったとおり、町内を光ケーブルを各関係機関を光ケーブルでつなぐという事業が行われると聞いております。その今、仕様書など公募しているということなんですが、その採択時期と、それが採択されたことによって町民への光回線の恩恵はどれぐらいあるのか、町民の、本部町、前々から陥っておりますいわゆる情報格差、光ケーブルの恩恵をどれだけ受けられるかということをちょっと伺いたしたいと思います。

○ 議長 大城正和 企画政策課長。

○ 企画政策課長 伊野波盛二 1番 喜納議員にご説明いたします。

本部町のネットワーク事業としまして、この光ケーブルを張りめぐらす事業、こちらのほうはもう24年度で採択は受けております。予算は24年度予算で今、措置してあるんですが、今、それを繰り越ししまして、今、25年度の期間に繰り越ししまして、その工事は発注して年内ぐらい、25年内ぐらいには工事をおさめたいというふうに考えております。

町民への恩恵ということですが、今、町として考えているのは、この町内の公共施設ですとか、行政区の公民館とか、そういうところのイントラネットを結ぶ内容となっておりますので、即、それが住民ですとか、事業所に光ケーブルをつなぐという事業ではございませんので、一たん、公共事業としてはこれで終わりにはなります。ただ、今後、町民や事業所に対してもやはりつなげていくという、広げていく必要があると思っておりますので、この辺は民間の事業者と、どのような工事、今回の工事、それからその後の民間事業者がどういう運営と言いますか、この公共の線を使ってどういう運営をしていくか、そういうのを民間事業者からいろいろ提案を出してもらって、より町としてもメリットのある、町民や事業者にもメリットがある内容で、しかも維持管理なども安くつくような、そういう内容を提案してもらいたいという公募のかけ方をしたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長 大城正和 1番 喜納政樹議員。

○ 1番 喜納政樹 これまでの北部各市町村であるイントラネット事業とは違う方法というのはあるかどうかです。今、言われたいろいろな民間企業の知恵を借りながらこれまでの北部市町村でのイントラネット事業をもう一度、振り返ってみてその同じような失敗とは言いませんが、同じようなことは繰り返さないように、我々、本部町独自の光回線、イントラネットを開発というか、それを進めていただきたいと思います。以上です。

○ 議長 大城正和 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。14番 島袋吉徳議員。

○ 14番 島袋吉徳 2ページの繰越明許費の補正なんですが、そこに土木費の健堅本部落線改良工事のこの件なんですが、もうこれ2カ年連続繰り越しになってきているんじゃないかなと記憶しておるんですが、実は、区民全部で協力しようと、どこまでやっているか待っているんですが、なかなか前に進まない。今さっき、法線の違いが出てきたというふうに、法線の違いはもう

1年前から吟味されていることなんですよ、それをまた今度、去年の末ごろですか、また元の法線に変えたり、今、くい打ちやっていたんですが、どうもあれこれいったりして、どうも区民が不安に思っているんですよ、こういう長引いてきたらこの予算面でも、執行面でも難しくなってくるんじゃないかと。もう少し建設部のほうはしっかり地域住民に説明して、協力してもらったほうが仕事もやりやすいんじゃないかなと思っているんです、それが全く見えてこないんです。みんな待っているんですよ、言って来るのを。来ない、来ないと言って、みんな言うてくるものですから、そこのところスピーディーに、地域住民に本当の、法線違いだとさっき言ったんですが、法線違いだけなものか、それとも難しいところがあるのか、ここをぜひ示してほしいなと思っているんですが、そのところからまず。

○ 議長 大城正和 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 14番 島袋議員にご説明いたします。

地元説明会は3回程度行ってはいるんですが、一部だけではなくて、何カ所かちょっとまだ納得いかない住民、地主もいまして、一番大きいところが、今、地権者、前から言っている道路法線ですね、協議で法線変更ですよということで、今、地権者に当たっているんですけども、分筆測量も、今、発注して、もう契約に入ろうかというあれではあるんですけど、その分筆測量が法線変更、この部分だけという、結構、後ろからバックしてもう1回、測量をやり直ししないといけないものですから、ちょっとその辺が日数、もう少しかかりそうなもので、分筆測量ができ次第、地元、もう1回説明していきたいと思います。早い時期に、早くできるように職員、一緒にやっていきたいと思っています。

○ 議長 大城正和 14番 島袋吉徳議員。

○ 14番 島袋吉徳 前から感じているんですが、ここの件に関してだけじゃなくして、どうしてもこの担当課が地域住民に入り込んでいない感じがします。だから、地域住民はもう手ぐすねは待っている、協力しようと待っているんだけど、なかなかこういうはっきりしてこないものですから、ぜひ、区長のほうでもいいですよ、はっきりこういう、ここまで来ていますぐらいの説明をしてほしいなと、そう思っています。これは、難しいところはたしか2カ所ありましたよね。これ前から、この方法はどのほうがいいのかという話し合いもしたと思います。しかし、二転三転、こう変えているものですから、だからさっきから言った、前から言っているとおり、この人に当たる人を協力してもらおう、これは一番大事なんですよ。だからそういう面も、地域の人も地権者もこう利用してやるという方法に、本当にスピーディーに仕事をやってもらいたいなとそう思っておりますので、ひとつここのところを、もう1回区の区長なりまた地域の住民なり、この地権者の隣り合わせ、もう積極的にやってもらいたいなとそう思っているんですが、そこのところもう1度、その地権者のその問題、区長なり、その地域の人なんか説明してもらいたいんですが。

○ 議長 大城正和 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 14番 島袋議員にお答えいたします。

区長さん初め、あと職員、早いうちにその辺、力を借りる意味で早目に説明しに行きたいと思
います。

○ 議長 大城正和 14番 島袋吉徳議員。

○ 14番 島袋吉徳 最後にちょっと、伺いたいことだと思うんです。

この事業の、この期限はあるでしょうか、ないでしょうか、ここをひとつ。この助成金とか金
の出どころもありますので、期限が過ぎてしまったらどうしようもないので、その期限について
どうですか。

○ 議長 大城正和 建設課長。

○ 建設課長 屋富祖良美 14番 島袋議員にご説明いたします。

期限、工期的なものが平成28年完了予定であります。もし、それがあれなら29年までの繰り越
しができます。以上です。

○ 議長 大城正和 ほかに質疑。2番 宮城達彦議員。

○ 2番 宮城達彦 15ページの19節、負担金補助及び交付金、説明の中の青年就農者給付金と
ありますが、金額にして972万9,000円、ちょっと大きいかなと思うんですが、先ほどの説明は14
名の候補がいて、審査の結果8名の対象という説明を受けたのですが、この審査の対象、これを
どういうふうに行ったのか、これを教えていただきたいこと。

それともう1点は、青年就農者の皆さんは、8名の皆さんはどのような農業に従事しているのか、
その2点をお願いします。

○ 議長 大城正和 産業振興課長。

○ 産業振興課長 松田 修 2番 宮城議員にご説明いたします。

給付金の14名というのは、予算したときに本部町では14名を一応、予定しますということで予
算計上しました。14名を審査したということではなく、14名を希望してたくさんの給付を一応、
予定したんですけど、審査のための本人の実績、要綱、要領等そこら辺をやった結果、9名の
希望がありました。9名の希望のうち、1人は最初、個人から法人に移ったために1人だけこの
規定から外れまして、その残りの8名を今回の対象としてあります。これについては、まず自立
するということなので親元の就農とか、そういうのはできなくて本人が土地か、それと賃貸借し
て事業を行うということで、それも賃貸借とかそういうのは三親等まではだめですよと、他人か
ら借りてくださいという、そこら辺の条件がありまして、そこら辺をクリアできたのがさっき
言った8名で、その8名に、7名が150万円、1人については24年度の就農でしたので10月から
の給付になりまして75万円、合計で1,149万6,000円ということで、減の額は972万9,000円の減と
なっております。

それから、この8名についての作物ですけど、花卉が2人、畜産が1人、野菜が3名、果樹
が1人、それから工芸作物が1人という8名になっております。

○ 議長 大城正和 2番 宮城達彦議員。

○ 2番 宮城達彦 土地の件でちょっと聞きたいんですが、この土地の面積等もこれは規定が

あるのかどうか、それと今、8名の皆さん、いろいろ就農している農業が変わるんですが、現在の状況はどうか、この2点をお願いします。

○ 議長 大城正和 産業振興課長。

○ 産業振興課長 松田 修 2番 宮城議員に説明いたします。

面積の規定はございませんけれど、本人たちの目標とする金額があります。幾らを最終年度で利益をこれからやってくださいというのがあります。それと、現在、栽培している現状ですね、8名とも一応、野菜等については随時うちのほうで指導を、相談できる農業の専門が県から来ていますので、そこと相談しながら野菜と、それから花卉については各JAと太陽の生産部会の指導を受けながら、果樹についてもうちのほうの農業の専門のほうと相談しながら、現在、植えつけをしっかりとっております。

○ 議長 大城正和 ほかに質疑ありませんか。10番 比嘉 弘議員。

○ 10番 比嘉 弘 関連する質疑と、ほかにもやりたいと思います。先ほどの青年就農者給付金、たしかこれ45歳未満の方々を募って農業につかすというシステムだと思いますけど、14名を上げた、ところが9名、8名しか来なかったということですが、その14名にした根拠というんですか、例えば、これだけしか人間がないのか、その青年就農者という方々が、8名にしたと、8名しか上がってこなかったというのは、皆さんの見込み違いなのか、それとも就農者がどれぐらいいたのか把握してのそれだったのか、ちょっとそこのところ聞きたいなと思います。

それと、その下のきく花ロボ導入、先ほどの説明では実績に応じてと、それだけ減額したと、その実績というのはその、これを使ってくださいという周知というか、宣伝というんですかね、そういったものをやったのかどうか、それでもこれだけしかなかったのかと、いわゆる36%がまだ未使用なんですよ、金額からして。これだけの金もつたいない、何でそういった形で使わせてもらえないかっていうものがあります、我々の考えでは、広報が足りなかったんじゃないかという感もあります。

それと、その下、特定地域経営支援対策事業補助金、これも中身をちょっともう少し詳しく聞きたい。これの補助金も23%ぐらい減額になっていますので、そのなぜそういうふうになったのかということですか。

それからもう1つは、本部消防の負担金の135万8,000円、減額になっています。政策面については交付税の関係の案分ということで説明がありましたけれど、これについては何だったのか、をお願いします。

あとは、ちょっと聞き漏らしたのですけれど、本部高校のゴルフ部の30万円、どちらから寄附、個人なのか、名前が言えないのかどうか、ぜひ教えてもらいたい。

○ 議長 大城正和 産業振興課長。

○ 産業振興課長 松田 修 10番 比嘉議員にご説明いたします。

まず、下のきく花ロボ導入事業のほうですけど、これについては花ロボの入札して、機械を購入しまして、その落札減の金額でございます。

それと地域特定支援事業補助金、これについては、すみません、牧草の購入でトラクター、それからロータリーとか、フロントローダー、そういう牧草の機械をかえて、それをコンボする機会の導入でございまして、その落札減の金額が、入札を行いまして、さっき言った497万2,000円の落札減になっております。

それから青年就農のほうですけど、最初のときには、予算計上のときには45歳未満で新規就農する方は全部、もらえますという説明を受けて、今回、要綱等については、おって国から来るということで、この要綱を精査していた結果、本人がみんな、ほとんどが親元使用、親と一緒に農業しながらもらえるという形の、一応、私たちのほうも、本人たちのほうもそれができるんじゃないかなと、見込みをちょっと立てたところ、親元じゃなくて、親から全部譲ってもらうと、もう財産贈与して本人の名義になってやってもらうか、それとも全然関係のない人から借りてきてやるかということで、そこら辺のほうでなかなか予定していた方がクリアできなくて、親もまだ元気で若いもんですから、20代、30代になりますと、まだ親からの全面委譲というのはちょっと早過ぎて、それで今回、最初考えていた人よりは少なくて8名になっております。

○ 議長 大城正和 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 20ページ、21ページの本部町今帰仁村消防組合負担金でございしますが、これは24年度の普通交付税に算入される、消防費に係る基準財政需要額です、消防費が幾らかかるといふ需要額、それによって本部町と今帰仁村の割合を案分いたしまして負担金を減額したということでございまして。それと、22ページ、23ページ、本部高校ゴルフ部育成補助金でございしますが、これについては会社でございまして。沖縄ローンセンターという会社からの寄附金を希望によりまして、そのまま本部高校ゴルフ部へ補助金として流すということでございまして。

○ 議長 大城正和 10番 比嘉 弘議員。

○ 10番 比嘉 弘 青年就農の関係ですけど、親と一緒にいてできないと、ところが本部町には遊休地がたくさんあると聞いています。そういった指導と含めてやってこなかったのか。いい機会なんです、こういったのは、150万円も年間、そんなもらえて、農業でやるとしながら、だから遊休地を含めて、皆さんが活用、指導しながら空いたところを紹介しながらやるという方法もあったと思うんですが、そのところまでいかなかったのかどうか、そのところ最後聞きたいです。

それと、総務課長、名前言えない、それとも知らない。本来ならば名前も教えてもらって、いろんな形で、我々も議員も、お礼も言う機会があれば、それ言わなくちゃいかんというのもあるわけです、そこはぜひ発表してもらいたいなと思います。お願いします。

○ 議長 大城正和 産業振興課長。

○ 産業振興課長 松田 修 10番 比嘉議員にご説明いたします。

町内にはたくさんの遊休地がありまして、今回も2人については遊休地のほうを、知り合いがちゃんとできまして、新里のほうの花弁やっている人と、それから伊豆味に移っているんですけど、野菜をやっている、石川原のほうなんですけれども、石川原の、そこについては遊休地の解

消と事業を合わせて一緒に行っております。これについてはどちらでも、本人たちから希望というのがなく、1人については花卉農業については本人がその人を探してきて、石川原のほうについては耕作放棄地事業で町のほうにお任せしますということがありましたので、町のほうでは石川のほうの新規就農者に対しては、その遊休地を、耕作放棄地事業を使って今、事業を行っております。

○ 議長 大城正和 10番 比嘉 弘議員。

○ 10番 比嘉 弘 最後に聞きますけれど、その45歳以下の青年、これから見ると青年就農者になっていますけど、一体幾らぐらい本部町にいるのか、皆さんそれ把握しています。把握してそういった対策をとっているのかどうかです。これから本部町の背負って立つ農業従事者になるわけですよね、だから、そういった方々が、いかほどいらっしゃるのか、今後、どういった掘り起こしをしていくのか、何名いるのかちょっと気になるものですから、わかりましたら教えてもらえますか。

○ 議長 大城正和 産業振興課長。

○ 産業振興課長 松田 修 10番 比嘉議員にご説明いたします。

この事業についても、今年またもう一度、今年もそのままありますので、各行政区、そちらにまたワクを介してお話しして、各地域での45歳以上の新規就農者について、もう一度事業化に向けて取り組んでいきたいと思えます。それと全体で、大変申しわけないけれど、何名かという実数自体、今のところすぐ手元に把握していませんので、これについてはちょっと、45歳以下についての新規就農、新規ですので、5年未満の新規就農者についての実数把握については今すぐ手元にはありませんので。

○ 議長 大城正和 ほかに質疑ありませんか。13番 屋嘉比一聖議員。

○ 13番 屋嘉比一聖 最後の補正ですから、お金の出入りが多少気になるのがありますので、そこら辺もちょっとしておきたいなと思っています。

一番わかりやすいのは、この第1表の歳入歳出予算補正の1ページを見るとわかるんですが、赤い三角がたくさんずらっと並んでいて、年度末、こんなにたくさん処理しなければいけないのかなとちょっと思ったりしているんですが、そこら辺のことも含めてちょっとお伺いしてみたいなと思っています。

まず7ページ、歳出のほうの211の19節を、負担金補助金及び交付金の中で、今ごろ688万円の、県派遣職員経費負担金というのが今ごろ生ずるのはこれ、どういうこと、中身がどういうものでどうなっているのか、ちょっと説明をお願いしたい。

随分、お金がたまって、ここはまたうれしいんですが、同じ7ページの25節積立金について、どうもなかなかたまらないと思っているところに、ひょっこり1,500万円に、これはまたお手盛りなのかわからんが、これもいいことですが500万円入ってくると。いろいろ金の事情はあると思うんですが、これの入り口は、出口はどこあたりですか。それとも、さっきの三角の残りですか、余っているのですか。総務課長のほうから聞いたほうがいいのか。

6、1、3、19はかなりの話が出まして、これは現場部門によくありがちな、人にかかわる関係の事業にありがちなケースですよ、これ。よくあります、こういうケースが、せっかくですから、この補助規定があつて、説明があつて、その枠のとおりちゃんとやっておればこういうはずにはならないんじゃないですか、その辺ひとつ伺いしておきます。よくあることなので、せっかくだから、こういうことで聞いておきます。

それから、何月ごろの事業で、何月まで報告してこうしなさいと、何月ごろまでにそれがわかったか、ちょっとその辺のことも、さっきのお金の残りも、プラス、マイナスとのかかわりを聞いてみたいなど、こう思っています。余り聞いてもいけないですが、ちょっと、この辺聞いておきたいと思います。

○ 議長 大城正和 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 13番 屋嘉比議員に説明いたします。

6 ページ、7 ページの負担金、補助金及び交付金、県派遣職員経費負担金688万円でございます。これについて、本部町から県に派遣している職員については、一たん、こちらを退職して県の職員として任命された形ですので、向こうがそのまま4月から支払っている形です。本部町に来てもらっている職員については、県から併任発令で、実際調整手当とかいろいろあつて、当初でちょっと把握しにくいということでしたので、一たん、県がすべて払ってからその後で精算をしてくれませんかというお話でしたので、県が3月分までは支払いして、その県が支払った部分についてこちらが負担すると、後で負担するという形をとっております。

それと、庁舎のものなんですけど、今現在、この1,500万円とためますと、24年度末では約7億1,000万円余りの庁舎維持管理の積立基金が積み立てられる予定でございます。ただ、まだ庁舎については設計ができ上がっておりませんので、まだ、工事等の発注がございます。それについては我々としては約12億円前後、庁舎の建設事業にかかるであろうというふうに見ております。当然、起債とか、これは補助金等がない事業ですので、一般財源でまかなうためには、当然この庁舎基金等を取り崩してやっていかなければいけないと思いますので、そのための部分等も、大部分は庁舎の建設工事費のほうに回っていくのではないかとこのように考えております。

○ 議長 大城正和 産業振興課長。

○ 産業振興課長 松田 修 13番 屋嘉比議員にご説明いたします。

新規就農者、45歳未満の事業については4月以降にこの要綱、要領等を国のほうでつくりまして、6月で県のほうにおりまして、市町村では9月の策定に向けて動きまして、その4月、5月のときに細かい親元就農とか、そういう細かい規程がそのときに出てきましたので、市町村として、最初予定していた親と一緒に働いているというような人たちについて、今回、取り込むことができなく、その分の減になっております。

○ 議長 大城正和 13番 屋嘉比一聖議員。

○ 13番 屋嘉比一聖 今の説明は要領を得ていないわけですし、できるだけたくさん入れたいという希望があるのはよくわかりますけど、規程どおりやるとミスが起こらないでうまくやれる

んではないかという話の1つのこれを聞いているわけで、あともう、これに14人やって、半分ぐらいしかとってないわけでしょう、我々に対しても失礼ですよ、こんなに余りがあって、こういうことがありました、ああいうことがありました、些細な話の説明になりますが、トータルで言うと、これはもっと慎重を期せばこんな形にならないで、応募をできてスムーズに行くというような事業ではないですか、こんなに難しいのですか、こう説明があって、何がどうと言っている、そうじゃなくて、こんなにたくさんの人を公募して、受け付けたわけでしょう、そこら辺のミスが起こらないような内容の資料の説明ではなかったのですか、それに従ってやっていたらそういうことにならないんじゃないんですか、これが1つですよ。

もう1つは、これが、これだけの人数だとわかり始めたときには、予算の額がわかってきて、それから補正をする時期は9月、12月とあるわけですね、12月に補正はできなかったんですかという意味ですよ。これはトータルで、後で総務課長にも聞こうと思うんですが、さっき言った、トータルページを見ても、ごらんのとおりに並んでいきます。いつも平均的にそれは言われたりするところがあると思うんですが、その辺の手ぬかりというか、もう少し厳しさを持っていいたくないかと。簡単に言うと、9月ぐらいが終わると、ほぼ、まとまってくるでしょう、金が足りないんだから、ちゃんと補正はしなさいよ、ということは日々考えていることだとは思いますが、予算計上の段階にいくと、大変必要なことですから、議会のほうでは金が足りないのかと、こう言ってくることもあるわけですから、事業について、そこら辺のもの含めて、総務課長、ちゃんと、よく考えて作業しているのか、どうも三角、この辺が多過ぎるねというのはいつも気づくことなんですけど、そのこの件もちょっとお願いします。

○ 議長 大城正和 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 13番 屋嘉比議員にご説明いたします。

議員のおっしゃっている、ご指摘もとてもなことだと思います。今回、一括交付金等も、新規に事業等が入ってきました、ちょっと精算とか、そういうものが非常に間に合わなくて、本来であれば議員がおっしゃるとおり、早目に補正減とか、そういうものを行って回せるお金についてはまたほかのものに回すと、そういう考え方で予算の執行とかいうのはやっていかなければいけないと思いますので、今後は十分、気をつけながらそのような執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

○ 議長 大城正和 ほかに質疑ありませんか。

答弁漏れをしっかりとってきてください、要点を絞って。答弁、産業振興課長。

休憩いたします。

休憩 (午前11時04分)

再開いたします。

再開 (午前11時05分)

副町長。

○ 副町長 平良武康 13番 屋嘉比議員に回答します。

給付金の件なんですけれども、この事業につきましては、農林水産省の新しい事業としてこのほう事業化にしたわけなんですけれども、たしか、4月の段階まで、細かい要綱、要領といったこと

が、まだ、概要版はありましたけれども、細かい要領、要綱というのはでき上がっていなかったというのが現実でございます。ついては、広報、はっきり言えば、これは給付金ですから、取り勝負ですから我が本部町としても最大限それは活用していこうといったような、基本的な考え方を持っておりまして、当時、前担当なんですけれども、たしか十四、五名ほど、農業青年者のクラブの組織、その組織員が十四、五名ほどおりまして、これ全部該当するんじゃないだろうかとといったような基本的な考え方の中で予算は措置はしたんだといったような経過があります。ただし、こう予算が詰まって行く段階で、国のほうでもどんどん予算が削られていって、結局、最終的な財務との調整の中では当初予算の半部ぐらいまで削られたといったようないきさつもあります。その中で結局、給付金であるがゆえに、かなり条件が厳しい条件ですね、要綱、要領の中で、厳しい条件が突きつけられてきたというようなことになっております。当然のことですけれども、本町といたしましても広くその給付対象者を募っていこうといったようなことで、広報なども使って、たしか、2度ほど広報、あるいはまたいろんな形で農業者のほうで広報活動もする中で、そしてその中で該当しそうな農家が8名出てきて、それで精査をしたところ、結果的に8名です。そういった状況になったといったようなことであります。いずれにせよ今後も、広報、1つの展開として、せっかくの給付金ですので、できるだけ当該予算の獲得と、そして執行については全力を尽くして対応をしていきたいと、このように思っております。以上であります。

○ 議長 大城正和 13番 屋嘉比一聖議員。

○ 13番 屋嘉比一聖 これは見事な百点満点の答弁で、こういう答弁が最初に出ればほとんどみんなわかって、聞かなかつたんじゃないかと思うので、こんなテクニックも、課長、やっぱり現場としては覚えたほうがいいですよ。もう、いつも難しくてわかりにくい。こういう指導、副町長、今後やっていったらどうですか、町長、こういう指導も含めてやったら、あんた方しっかり答えなさいということも含める前に、こういうテクニックを教えたほうがいいんじゃないですか、町長、副町長どちらでもいいですが、これからの議会に対する難しい答弁等があれば、このようなことをお願いしたい。

もう1つは、これは僕もかなり理解、わかりにくかったのですが、政治がころころ変わってくると、金をたくさん出したいことは、これはもう当たり前の話で出てきます。出てくるが、中身が煮え切らないみたいな、こんな話ですよ、町長。そういうことで、大変窮屈な質問だったかもしれませんが、その辺も含めて、副町長でも、町長でも、ひとつよろしく願います。

○ 議長 大城正和 副町長。

○ 副町長 平良武康 13番 屋嘉比議員のほうにお答えいたします。

当然のことですけれども、議会の対応につきましては十分な事前の準備等やりながら、そして、議員はもとより、町民に納得いくような対応の仕方について今後も我々も、町長以下、勉強を重ねながら対応していきたいと思っております。よろしく願います。

○ 議長 大城正和 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に対して反対討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

反対討論もないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

(「討論なし」と言う者あり)

賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第23号 平成24年度本部町一般会計補正予算について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに意義ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第23号 平成24年度本部町一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午前11時11分)

再開いたします。

再 開 (午前11時21分)

日程第2. 議案第24号 平成24年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。公営企業課長。

○ **公営企業課長 饒平名知政** それでは、議案第24号のご説明をいたします。

議案第24号 平成24年度本部町公共下水道特別会計補正予算について。平成24年度本部町公共下水道特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成25年3月11日提出、本部町長 高良文雄。

次のページをお願いします。平成24年度本部町公共下水道特別会計補正予算、平成24年度本部町公共下水道特別会計補正予算は次に定めるところによる。(繰越明許費) 第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は「第1表繰越明許費」による。平成25年3月11日、本部町長 高良文雄。

次のページ、第1表をお願いします。第1表繰越明許費、2款施設費、1項施設新設改良費、事業名、本部町公共下水道事業、金額8,002万円、この繰り越しについては従来、公共下水道工事については社会資本総合交付金の中から活用していたんですけど、今回、それでもって4月から申請を進めていました。年度途中から、沖縄振興公共投資交付金、要は一括交付金にジュウゴメンに変更ということで、再度、交付金申請の内容をつくりかえしまして、その一括交付金の申請書類を上げて、これは県からの交付決定がおくれまして、年度内完成が難しいということがあります。場所は、管渠改築工事ということで浦崎の浜本給油所前からポンプ場までの間の延長570メートル、それと下水道の長寿命化計画の策定業務委託の2つの事業が繰り越しとなっております。以上です、終わります。

○ **議長 大城正和** これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第24号 平成24年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを採決します。お諮りします。原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第24号 平成24年度本部町公共下水道特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第25号 平成24年度本部町水道会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。公営企業課長。

○ 公営企業課長 饒平名知政 それでは、議案第25号を説明の前に、その経緯に至って、今回、1億5,000万円の事業を補正いたしてございます。

これについて、去った2月に国の景気対策事業というんでしょうかな、大型補正がございました。そして、その中で水道の事業名でもございましたので、伊豆味で計画している26年度完成予定の事業費、25年の分の約1億8,000万円の中から、1億5,000万円を繰り上げていたしまして、今回の補正ということになっております。よろしくお願ひします。

では、議案第25号 平成24年度本部町水道事業会計補正予算について。平成24年度本部町水道事業会計補正予算を別紙のとおり提案し、議会の議決を求める。平成25年3月11日提出、本部町長 高良文雄。

次のページお願ひします。平成24年度 本部町水道事業会計補正予算。(総則)第1条 平成24年度本部町水道事業会計の補正予算は次に定めるところによる。(資本的収入及び資本的支出)第2条 予算第4条本文(注)資本的収入が資本的支出に対して不足する額、9,359万円を9,439万円に当年度消費税及び資本的収支調整額440万4,000円を797万6,000円、当年度損益勘定留保資金8,918万6,000円を8,641万4,000円に改め、資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。1款資本的収入、1項企業債、4目補助金、既決予定額9,250万1,000円、そして補正予定額7,500万円、計で1億6,750万1,000円。次の下のほう、同じく1款の資本的支出、1項の建設改良費、支出既決予定額1億8,617万1,000円、補正額1億5,080万円、合計額で3億3,697万1,000円。次に(繰越明許費)第3条 地方公営企業法第26条の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第1表繰越明許費による。(企業債の補正)4条、予算第5条に定めた企業債の変更は「第2表企業債の補正」による。平成25年3月11日、本部町長 高良文雄。

次めくっていただきまして、第1表の繰越明許費、第1表 繰越明許費、1款資本的支出、項建設改良費、事業名、伊豆味地区送水管布設工事、金額1億5,080万円、このほうは先ほど、国の大型補正でもって等々、年度内改正が完成が見込めなかった、ちょっとできなかったということです。そして距離にして7,387メートルを予定しております。老朽管の布設がえ工事でございます。

第2表のほう、企業債の補正、企業債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還方法は次のとおり変更する、起債の目的、送水設備費、限度額9,250万円を変更後の限度額を1億6,750万円への変更となっております。

次にちょっとめくっていただいて、水道事業特別会計補正予算実施計画説明書のほう、ちょっとお願いします。そのほうの実施計画説明書、資本的収入及び支出、1ページ開きまして、2ページのほうです、平成24年度本部町水道事業会計補正予算実施計画明細書、資本的収入及び支出、これ支出の部でございます。41款資本的支出、1項建設改良費、3目の送水管設備費の中で、細節の083、送水設備費の1億5,080万円、このほうが伊豆味の老朽管取りかえ工事の、布設がえ工事の工事費となります。

そうしまして、戻りまして1ページのほうです。このほうが収入31款資本的収入、1項企業債の7,500万円、これは2分の1補助でございますので、その分の工事費の裏負担をということで、5項の補助金、1目の補助金については、先ほどの1億5,000万円の2分の1の補助金、これ国庫補助金となっております。以上で説明終わります。

○ **議長 大城正和** これから質疑を行います。質疑ありませんか。13番 屋嘉比一聖議員。

どうぞ、質疑で、休憩。

休憩いたします。

休 憩（午前11時35分）

再開いたします。

再 開（午前11時41分）

ほかに質疑ありませんか。1番 喜納政樹議員。

○ **1番 喜納政樹** 1点だけ、ちょっと質疑させていただきます。ちょっと、私も勉強不足なので教えていただきたいんですけど、今、この補助金の大本とというか、先ほど、大型補正の話も出たんですが、この大型補正というのはいつ、今現在、国会で審議しているやつですか、それとも先ほど、繰り上げともあったので、私もその繰り上げというのはどういった仕組みとというか、ちょっとそこら辺のもう一度説明を、ちょっと聞き逃したのがありましたのでお願いします。

○ **議長 大城正和** 公営企業課長。

○ **公営企業課長 饒平名知政** 大型補正、国が行っている大型補正、去った2月で国会通過している補正でございます。2月、ちょっと日にち確認していません。こっちの表現として前倒しという、繰り上げというふうな話を申し上げました、これについて、伊豆味地区の水道事業を行うに当たって、22年度から県と調整しながら26年度までの予定で単年度ごとに事業費を立て、分けてあったのですよ。今回、どうしても早目に、こっちもその漏水箇所を、布設がえを行うことで、全額25年度に予定したものをお願いしてあったのですが、その中からちょっと3,200万円はちょっと保留ということで、その全計画の中で7億ぐらいの予算を年度区切りにして、24年、25年、26年というふうに予算を立てて全体的な計画を出していました。その中から、25年とちょっと繰り上げと言いましょか、それをちょっと前倒しという形の中でお願いしてございます。

○ **議長 大城正和** よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

休憩いたします。

休 憩（午前11時44分）

再開いたします。

再 開（午前11時46分）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

討論を省略いたします。

これから議案第25号 平成24年度本部町水道事業会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第25号 平成24年度本部町水道事業会計補正予算については原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第26号 平成25年度本部町一般会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 議長 大城正和 総務課長。

○ 総務課長 上原新吾 議案第26号について説明いたします。

平成25年度本部町一般会計補正予算について。平成25年度本部町一般会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成25年3月11日提出、本部町長 高良文雄。

2枚目お願いいたします。平成25年度本部町一般会計予算。平成25年度本部町一般会計予算は次に定めるところによる。（歳入歳出予算補正）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58億2,560万円と定める。2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。（地方債）第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。（一時借入金）第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は12億円と定める。（歳出予算の流用）第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、おおまかに今年度の予算の部分を説明したいと思います。事項別明細書のほうお願いいたします。事項別明細書の48ページ、49ページをお願いいたします。これは2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の説明のほうで、上から3行目、賃金がありますが、それと451万2,000円のそのうちの280万円は、25年度、本部町にある所有者不明土地、すべてが墓地であるんですが、その部分の調査事業費として県から補助金をもらって調査事業を行うと、これが平成25年度に当たります。

それに伴って50ページ、51ページ、この真ん中あたりに測量調査等委託料240万円、それと訴訟委託料60万円、これも所有者不明土地に係る事業の部分に係る予算措置です。訴訟委託料については、相手側が訴えてきた場合、私の土地であると訴えてきた場合には、裁判所によって確定

する場合がございますので、予定として予算、訴訟費用として60万円、予算措置しております。

54ページ、55ページをお願いいたします。5目財産管理費、委託料963万6,000円のうちの説明のほうに、中段のほうに新庁舎不発弾探査委託料でございます。これは新庁舎に係る、建設費に係る磁気探査、不発弾があるかどうか探査をする委託料でございます。95%の補助を受けて行います。

説明のほうの下から5行目、新庁舎建設に伴う解体及び移設工事1,439万9,000円、これについては庁舎を後ろ側のほうに建てる予定ですので、現在、福祉課としてやっているプレハブ庁舎、それを庁舎のそば側の、倉庫として置いているプレハブを一たん解体いたしまして、そこに福祉課のプレハブ庁舎を建てて、そこで福祉課として仕事を行うというための、これは工事費でございます。

58ページ、59ページをお願いいたします。6目企画費、説明のほうの上から4行目、コミュニティー助成事業補助金1,850万円、それについて従来と違う部分について説明いたします。それについては、崎本部公民館建設の1,500万円の補助金が含まれております。

82ページ、83ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、これは説明のほうの下から5行目、これ補助金のほうなんです、介護緊急整備特對事業費補助金3,000万円、これについては100%の補助を受けて、認知症対応型の介護施設整備のための補助金を予定しております。下の施設開設準備経費特對事業補助金520万2,000円、これもその整備が終わっても開設準備のための補助金でございます。

122ページ、123ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、その説明のほうに委託料工事費とか公有財産購入費、その中には団体営ため池等整備事業、それと農業体質強化基盤事業がございます。委託料もあります、真ん中あたりに団体営ため池、123ページのほうです、団体営ため池等整備分筆測量委託料というのがあります。これは法人のほうにもあるんですが、それは辺名地農面農道、旧たかしホテルのほうに上る農道の部分ののり面の崩壊防止事業です。それと、下から6行目に農業体質強化基盤舗装工事等がありますが、これについては伊豆味のカシナワ農道、伊野波のグングヌス農道、辺名地の農道舗装工事を予定しております。

174ページ、175ページをお願いいたします。10款教育費、2項小学校費、3目の学校建設費、説明のほうに委託料で一番下のほうに本部小学校屋外運動場設計委託料955万円でございます。それと次のページ、176ページ、177ページ、工事請負費、本部小学校グラウンド等工事費1億5,206万7,000円がございます。これは本部小学校の屋外運動場の整備事業でございます。

それと細かい説明はいたしませんでしたが、今回の予算の中には去年から引き続き一括交付金事業1億7,000万円、予算は措置しております。非常に簡単ではございましたが、これで説明にかえさせたいと思います。

○ 議長 大城正和 抜き取りで概略説明がありましたけれども、研究会に入りますので、研究会でしっかり抜き出して、また納得するまで説明を受けてもらいたいと思います。

休憩いたします。

休 憩（午前11時57分）

再開いたします。

再 開（午後1時31分）

日程第5．議案第27号 平成25年度本部町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。保険予防課長。

○ 保険予防課長 仲原英輝 議案第27号について説明いたします。

議案第27号 平成25年度本部町国民健康保険特別会計予算について。平成25年度本部町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提案をし議会の議決を求める。平成25年3月11日提出、本部町長、高良文雄。

次のページをお願いします。平成25年度本部町国民健康保険特別会計予算、平成25年度本部町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億8,216万円と定める。2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。（一時借入金）第2条 地方自治法第235条の3第2項規定による一時借入金の最高額は10億円と定める。（歳出予算の流用）第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項の間の流用。（2）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

それでは事項別明細書のほうで、歳出のほうからいきたいと思います。15ページ、16ページをお願いします。歳出、第1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の13節の委託料につきましてですけれども、これにつきましては、住民情報システム電算委託料とレセプト点検委託料ということで予算計上してございます。

次のページ、16ページ、17ページをお願いします。2目の連合会負担金につきましては、連合会への負担金とマスコミ等への広報事業負担金として189万7,000円を計上してございます。

次、18ページ、19ページをお願いいたします。1節の報酬につきましては、嘱託納税相談員という報酬でございますけれども、納税相談員は電話督励と、口座振替の勧誘等で、滞納者の実態把握に努め、納付勧奨につなげていくための予算計上でございます。

次、22ページ、23ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般保険療養給付費の19節負担金補助金交付金でございますけれども、これ一般被保険者の療養給付費ということで、10億7,834万5,000円を計上しますけれども、これは24年3月から10月までの平均で予算計上してございます。

次の退職者分ですけれども、これにつきましては、7,889万円を予算計上しております。これについては退職者の分ということで計上してございます。

次の療養費の負担金補助金でございますけれども、469万7,000円、これにつきましても、これは一般被保険者の分ということで、療養費分ということで計上してございます。

次、24ページ、25ページをお願いいたします。2項1目の19節で1億8,545万円の予算でございますけれども、これも平成24年度の3月から10月までの平均に3%程度の伸びを見込んで計上してございます。

次の退職者分の高額医療についてですけれども、予算額が1,583万円、これについても平成24年3月から10月までの平均に18%の伸びを見込んで1,583万円を予算計上してございます。

次に、28ページ、29ページをお願いいたします。保険給付費の4項出産育児諸費、出産育児一時金、19節の負担金補助金及び交付金で1,860万円の計上でございますけれども、出産件数が33件という形で見込んでの予算計上でございます。

次、30、31ページですけれども、葬祭費、これにつきましては25件程度の葬祭を見込んで50万円の予算計上となっております。

次、32、33ページ、3款後期高齢者支援金、1項後期高齢者支援金の1目後期高齢者支援金の19節2億6,345万6,000円でございますけれども、これは平成25年の精算額から23年度の精算額及び調整額を控除した額を予算計上してございます。

次、38ページ、39ページをお願いいたします。6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、19節負担金補助金及び交付金の1億4,525万5,000円につきましては、これも平成25年度概算見込みから23年度の精算額を控除して予算計上してございます。

次、40ページ、41ページの7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業費拠出金、19節の負担金補助金交付金でございますけれども、これにつきましては連合会からの通知による予算計上となっておりますけれども、この高額共同事業医療費拠出金等につきましては財政の不安定を緩和するための共同事業に拠出する費用ということで7,959万2,000円を計上してございます。この拠出金の4分の1を県の負担分として歳入の4款と7款にそれぞれ1,919万7,000円を予算計上してございます。次、2目の保険財政共同安定化事業拠出金の19節でございますけれども、3億249万7,000円の計上でございますけれども、これにつきましては財政安定化を図るための共同事業に拠出する費用として連合会からの通知により予算計上してございます。

次、42、43ページ、8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査事業費、これの報酬でございますけれども、特定健診の受診率の向上、健康教育、訪問指導等の強化を図るための嘱託保健師の報酬として保健事業のほうで252万円を計上してございます。13節委託料、885万3,000円でございますけれども、これにつきましても特定健診未受診者対策事業費として180万円、委託料の右のほうに850名という表示がございますけれども、実受診者対策ということで880万円の予算計上してございます。それにつきましても3分の1、国、県の負担分として歳入の4款及び7款にそれぞれ293万3,000円を予算計上してございます。

次に歳入のほうに移っていきたいと思います。歳入、2ページ、3ページをお願いいたします。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税ということで、節の1から3までの一般被保険者の税でございますけれども、これは24年度11月末の調定額の93%を見込んで予算計上してございます。

次、これが下の4から6までの滞納分の保険税でございますけれども、これにつきましては23年度滞納繰越額の約18.5%程度を見込んで予算計上してございます。次、2目の退職被保険者国民健康保険税につきまして1節から3節まで現年度分でございますけれども、これにつきましては24年度11月末調定額の98%を見込んで予算計上してございます。下の繰り越し分、4節から6節までは平成23年度滞納繰越額の35%程度を見込んで予算計上してございます。

次、4款、一番下のほうの4款の国庫支出金、1目国庫負担金の2目療養給付費等負担金ということで4億6,673万9,000円を計上してございますけれども、これにつきましては療養給付費等の保険者負担に対する国庫負担分として平成23年の実績の91%を見込んで計上してございます。

次、6ページ、7ページをお願いいたします。3目高額医療費共同事業負担金でございますけれども、これにつきましては、高額医療費共同事業拠出金に対する国庫負担分として連合会への、高額医療拠出金の4分の1を計上してございます。

次、2項の国庫補助金、1目財政調整交付金、1節の普通調整交付金につきましては市町村間の財政力の不均衡を調整するための国の交付金として23年度の実績と同額を見込んで2億9,157万4,000円を計上してございます。下の特別調整交付金につきましては、地域的な特殊な事情による給付増に対して交付されるものでありますけれども、前年同様、5,000万円を計上してございます。ちなみに、地域的な特殊な事情ということで、本町が一番大きいものは精神疾患に係る医療費についての特別調整交付金がかなりの額が入ってきております。

次、5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金の1節、現年度分でございますけれども、これにつきましては退職被保険者に係る利用費に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付でございます。これにつきましては24年度の決定通知額の90%程度を見込んで、今回、9,984万円を計上してございます。

次、6款の前期高齢者交付金について、1億5,684万7,000円でございますけれども、これにつきましては前期高齢者に係る保険者間の負担調整額として、算定した額を予算計上してございます。

7款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金、これは歳出のほうで先ほど説明したとおり、県の分として、989万7,000円を予算計上してございます。

次、8ページ、9ページをお願いいたします。2項の県補助金、2目の財政調整交付金、1節の財政交付金9,218万6,000円についてですけれども、これにつきましても市町村間における国保財政安定化を図るための県の交付金として今年度は23年度の決算額と同額を計上してございます。次の2節の特別調整交付金997万8,000円についてですけれども、これにつきましても、各町村間の特殊事情に応じた支援を行うための県の交付金として保健事業、医療費通知等及び収納率向上対策事業に対するものとして997万8,000円を計上してございます。

次、9款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、1節の高額医療費共同事業交付金として5,504万4,000円の計上でございますけれども、これにつきましては高額医療費発生による市町村財政を緩和するための国保連合会からの交付金として、平成24年5

月から12月までの平均で積算の予算計上となっております。

次の2目の保険財政共同安定化事業交付金の1節保険財政共同安定化事業交付金の3億1,717万6,000円についてでございますけれども、これにつきましても市町村間の保険税の標準化、財政の安定化を図るための連合会からの交付金として平成24年5月から12月までの平均で積算し予算計上してございます。

次、11款の繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金という形で、1節の保険基盤安定繰入金9,216万8,000円についてですけれども、これについては県4分の3、町4分の1という形で予算計上してございます。4節の助産費等繰入金については歳出の2款4項1目の出産育児一時金の3分2の924万円を計上してございます。

次のページ、10ページ、11ページをお願いします。5節財政安定化支援事業繰入金6,733万7,000円についてですけれども、これについても国保財政の安定化のための一般会計からの繰入金ということになっております。6節のその他の一般会計繰入金、これにつきましては基準外繰入金ということで赤字補てんのための一般会計からの繰り入れということになっております。

歳出歳入それぞれ22億8,216万円となっております。以上で説明を終わります。

○ **議長 大城正和** 日程第6. 議案第28号 平成25年度本部町後期高齢者医療制度特別会計予算についてを議題とします。

本案についての提案理由を説明求めます。保険予防課長。

○ **保険予防課長 仲原英輝** 議案第28号について説明いたします。

議案第28号 平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について。平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成25年3月11日提出、本部町長、高良文雄。

次のページをお願いします。平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計予算。平成25年度本部町後期高齢者医療特別会計予算は次に定めるところによる。(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,060万9,000円と定める。2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。(一時借入金)第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は1億円と定める。

次は事項別明細書から説明いたします。後期高齢者の予算につきましては後期連合からの資料に基づいて予算化させております。

最初の10ページ、11ページをお願いいたします。2款後期高齢者医療後期連合会納付金、1項後期高齢者医療後期連合会納付金ということで、1目後期高齢者医療広域連合納付金ということで12節に負担金補助金及び交付金1億792万3,000円という形で予算計上をしてございますけれども、これも連合会からの通知による予算化でございます。

歳入ですけれども、2ページ、後期高齢者医療保険料の件につきましてもですけれども、一般現年度分、特別徴収と普通徴収がございましてけれども、このほうの100%を見込んで、今回、予算計上してございます。

次に6款繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金、2目の保険基盤安定繰入金、2節の保険基盤安定繰入金の5,693万4,000円でございますけれども、これは県4分の3、町4分の1ということで、今回、予算計上してございます。以上で説明を終わります。

○ 議長 大城正和 連合でしょう。

○ 保険予防課長 仲原英輝 大変失礼しました。これまで、私、後期高齢者医療広域連合と申し上げておりましたけれども、後期高齢者医療広域連合でございます。訂正しておわびいたします。

○ 議長 大城正和 日程第7. 議案第29号 平成25年度本部町公共下水道特別会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。公営企業課長。

○ 公営企業課長 饒平名知政 それでは議案第29号ご説明をいたします。

議案第29号 平成25年度本部町公共下水道特別会計予算について。平成25年度本部町公共下水道特別会計予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。平成25年3月11日提出、本部町長高良文雄。

その前に、ちょっと款項目の数字の訂正をお願いいたします。ページのほうは4ページのほうの歳入のほう、よろしくお願ひします。右端の数字が1、2、3、4と款の数字が振られています。5が飛んで、すぐ6の繰入金になっています。これ、6を5に訂正させていただいて、7を6に訂正お願いいたしまして、次のページのほうも款の上のほうの款、繰越7となっています、このほうも一応、6に訂正お願いいたします。申しわけございません。上の枠、概要、上のほうです。そうしまして、下の右枠のほうの数字の8の8款を7款、9款を8款、大変申しわけございません。おわびして、訂正よろしくお願ひします。

では、ページちょっと、また戻っていただいて、平成25年度本部町公共下水道特別会計予算。平成25年度本部町公共下水道特別会計予算は次に定めるところによる。(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,833万2,000円と定める。2項 歳入歳出予算の款項区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算」による。(地方債)第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。(一時借入金)第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億5,000万円と定める。(歳出予算の流用)第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に不足額を生じた場合における同一款でのこれらの経費の各項の間の流用。平成25年3月11日、本部町町長 高良文雄。

次に説明の事項別明細書のほうで行いたいと思います。8ページ、9ページの歳出のほうからお願ひします。8ページ、9ページ、3歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、その中の9ページの21節の貸付金150万円、このほうについて、水洗トイレとかくみ取り式から

公共下水道に接続する資金として各家庭に、この工事に充てる金額を無利子で貸し付けを行っている事業でございます。貸付限度額が30万円で最長40年、これは本町、年間の23年度の接続率が79.6%ということちょっと低い状況で、これを活用しながら接続率の向上に努めてまいります。

ページをめくっていただいて11ページ、12ページ、2款の施設費、1項施設費、1目の施設維持管理費、このほうの11ページの13節の委託料の、めくって13ページになります、維持管理業務委託料3,200万円、このほう、浄化センターとかポンプ場、施設維持管理を行っています。これについては3カ年契約で行っておりまして、今度から新たに入札を行い落札業者に3カ年契約となりますが、その25年の分の予算措置でございます。

またページをめくっていただいて、14、15ページ、14ページの同じく2款の2項施設新設改良費の1目の施設新設改良費としまして、そこの中の右側の節の13節委託料、1億5,002万円、このほうは説明の下から7行目の浄化センター施設の移設工事費9,000万円、このほうは現在、国道449に伴う、敷地が約1,000平方メートル余りかかります。その場所にある各町内全域から流れてくる汚水の流入管の、その流入ゲート、マンホールが近い連結、そういったものもありまして、その移設費としての予算でございます。そして、あと下の設計委託料については今回、下水道の約3キロメートルにおける実施設計委託料が入っております。トータルで1億5,002万円です。

あとは歳入のほうです。歳入のほうは4ページをお願いします。2款の使用料及び手数料、そして1項の分担金、1目の下水道使用料、この下水道使用料については予算処置については平成24年度の決算見込み額でもって加味して約200万円程度増にしております。4款の県支出金、1項県負担金、1項1目の土木費県負担金、先ほどの449に伴う下水道移設の県負担金でございます。同じく下の2項県補助金、1目土木県補助金3,600万円、このほうは下水道事業の10分の6の県補助金となっております。ちなみに、3款の国庫補助金が大幅に削減、少なくなっておりますのは、先ほど、このほうは管のカイキョウ改築のほうで、国庫補助金が県の一括交付金に今年、24年度から組み替えされているのと、あとは下水道センター、浄化センターの改築、汚泥槽の改築が25年度で終わっておりますので、補助金が極端に減ります。以上で説明を終わります。

○ 議長 大城正和 日程第8. 議案第30号 平成25年度本部町水道事業会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。公営企業課長。

○ 公営企業課長 饒平名知政 説明の前に、おわびを、ちょっとまた訂正をお願いしたいと思います。特別会計を、予算書の議案30号の23ページの、先ほど補正の中でもありました款の2けたになっているという、この指摘、これちょっとこちらの間違いで、この款、11款が1款になります。大変おわびをいたします。

1款です、そうしましてめくっていただいて、25ページの21款のほうも1款になります、水道事業費25ページの款。1款になります、間違いありません。歳入と歳出の項目が分かれていますので1款になります。そして、このほうもめくっていただいて35ページのほうも、これ資金的収入及び支出のという明細ですので、そのほうも資金的収入の分に関しては3がなくなって1款にな

ります。そして下のほうは、このこれに伴う支出のほうですので、これも41とあるのが1款になります。大変申しわけございません。

7つの公営企業法がありまして、そこら辺の中でちょっと、うちのほうがちょっと勘違いをして番号を振り間違っております。よろしく申し上げます。

では、議案第30号 平成25年度本部町水道事業会計予算について。平成25年度本部町水道事業会計予算を別紙のとおり提案し、議会の議決を求める。平成25年3月11日提出、本部町長 高良文雄。

めくっていただいております。平成25年度本部町水道事業会計予算。(総則)第1条 平成25年度本部町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。(業務の予定量)第2条 業務の予定量は次のとおりとする。1. 給水戸数5,910戸。2. 年間給水量196万3,000立方メートル。3. 1日平均給水量5,378立方メートル。(収益的収入及び支出)第3条 収益的収入及び支出。第3条 収益的支出及び支出の予定額は次のとおりと定める、1款水道事業収益4億951万1,000円、このほうは下の第1項営業収益4億807万1,000円、2項営業外収益、143万8,000円、3項の特別利益は費目存置の2,000円となっております。

歳出第1款水道事業費用3億8,240万7,000円については第1項営業費用の3億3,179万8,000円としまして、第2項営業外費用は4,060万7,000円。そして、3項は特別損失については費目存置の2,000円。そして、予備費1,000万円となっております。

ページをめくっていただいて2ページのほうをお願いいたします。第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入が資本的支出額に対して不足する額9,379万7,000円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額76万1,000円及び当年度損益勘定留保資金9,303万6,000万円で補てんするものとする。下の収入です。第1款資本的収入3,200万6,000円については1項の企業債1,600万、2項、3項、4項については費目存置となっております。5項については補助金の1,600万1,000円。そして6項については費目存置となっております。支出1款資本的支出1億2,580万3,000円については、下の第1項建設改良費の3,477万円。第2項企業債償還金9,103万円。3項、4項、5項については費目存置の1,000円となっております。下の(企業債)第5条 企業債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還方法を次のとおり定める。起債の目的、送水設備費、限度額1,600万円。支払い方法とかを削除いたします。下の(一時借入金)です。第6条 一時借入金の限度額は5,000万円と定める。(議会の議決を経なければ流用できない経費)第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。1. 職員給与費6,312万2,000円。平成25年3月11日 本部町長 高良文雄。

あと説明についてはお手元に配付されております水道事業会計予算実施計画明細資料のほうでいたします。このほうも支出のほうから資本的収入及び支出ということで、ページのほうは最後のページ、8ページ、9ページをよろしく申し上げます。(資本的収入及び支出)で、9ページの支出のほうからお願いいたします。支出1、1款資本的支出、1項建設改良費、3目の送水設

備費、これについては今回は補助事業として3,200万円、そして単独事業費として176万3,000円、この176万3,000円については管理道路を、これは補助対象外なもので、約七、八百メートルの管理道路を予定してございます。トータルで3,376万3,000円、これは伊豆味のほうの送水管の布設がえです。

上の収入のほうをよろしくお願ひします。収入、1款資本的収入、1項企業債、1目の企業債が1,600万円。財政融資資金を活用して、これは補助事業分の2分の1の額です。そうしまして同じく1款の5項補助金の1目の補助金、国庫補助金は先ほどの伊豆味地区の3,600万円の2分の1となっております。水道事業に関しまして、ここ2,000万円、3,000万円の黒字を単年度的に黒字がございまして、24年、25年度について大分、負債がと言うんでしょうか、圧縮されて約1,300万円ぐらいまで軽減されてきてございます。漏水調査のほうも92%台を近年維持してきております。有収率です、失礼しました。以上で説明を終わります。

○ 議長 大城正和 これでは平成25年度の一般会計予算ほか4特別会計の提案理由の説明を終わります。

これから休憩を挟んで研究会のほうに移ります。

休憩いたします。

休 憩 (午後2時22分)

再開いたします。

再 開 (午後2時39分)

日程第9. これから研究会を行います。

休憩いたします。

休 憩 (午後2時39分)

(研究会)

再開いたします。

再 開 (午後4時53分)

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散 会 (午後4時53分)